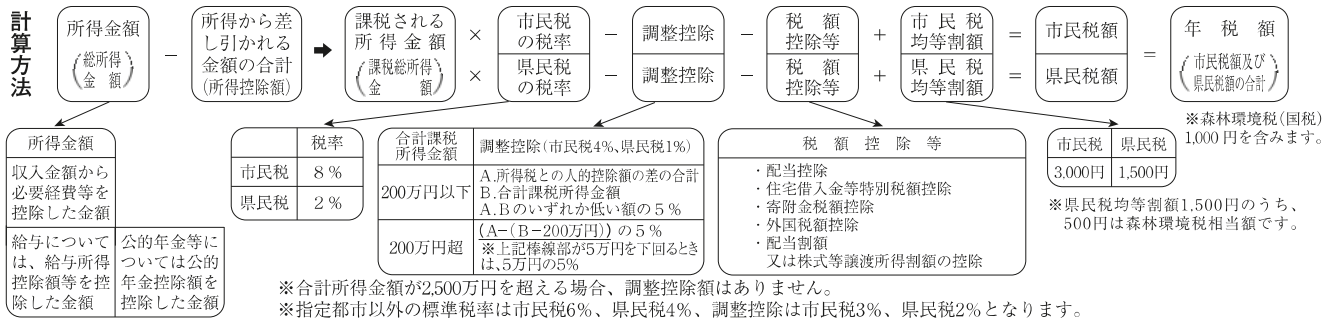


令和6年度 市民税・県民税の計算のしくみ 市民税・県民税は令和5年中の所得をもとに計算します。



●人的控除額の求め方

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
障害者控除(特別障害者)(同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	①一般(H19.1.1以前生まれで②~④以外)		33万円
寡婦控除 ひとり親控除	26万円 30万円	②特定(H12.1.2以降H16.1.1以前生まれ)		45万円
		③老人(S28.1.1以前生まれ)		38万円
勤労学生控除	26万円	④同居の老親等		45万円
基礎控除	納税者本人の合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
	2,500万円超	なし		

●令和6年度 個人市民税・県民税に関する税制改正の主な内容

- 1 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択方法の見直し
- 2 森林環境税の導入
- 3 扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直し

※内容の詳細についてはホームページ又は右ページ「問い合わせ・提出(郵送)先」までお問い合わせください。

※ホームページ：北九州市のトップページ > 暮らしの情報 > 税金 > 個人市民税 > 税制改正について >

令和6年度以降適用される税制改正について

北九州市からのお知らせ

●自宅で申告書作成や税額試算ができます

パソコンの難しい知識がなくても、市ホームページ上で所得等の状況を入力するだけで、市民税・県民税申告書の作成や税額試算ができます。詳しくは市ホームページ (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/08801008.html>) をご覧ください。

●市民税・県民税の申告書がスマートフォンで提出できます

個人の市民税・県民税申告書を、スマートフォンを使ってオンラインで提出できます。

申請方法など詳細については、市ホームページ (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/08801112.html>) をご覧ください。



令和6年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この申告は、あなたの市民税・県民税を計算するための課税資料として、また所得額(課税・非課税)証明書などを発行する場合の資料として大切なものですので、この手引きをよくお読みになり、提出期限(3月15日)までに申告書を原則郵送又はオンラインでご提出ください。(オンライン提出については、末尾に記載)

●申告受付場所・日時

受付場所	日程	時間
小倉南区役所	小倉南税務課(3階) 2月26日(月)~3月15日(金)	午前8時30分~午後5時 〔土曜・日曜・祝日は除く 木曜日は午後7時まで (受付は午後6時45分まで)〕
北九州農業協同組合 東谷支店	会議室(2階) 2月13日(火)	午前10時~午後1時
小倉南区役所 曾根出張所	会議室(1階) 2月14日(水)~2月15日(木)	14日:午前9時~午後4時 15日:午前9時~午後3時
小倉南区役所 両谷出張所	会議室(1階) 2月19日(月)~2月20日(火)	19日:午前9時~午後3時 20日:午前9時~午前12時

※日程により一部受付時間が異なりますので、ご注意ください。
※申告内容によっては、受付に時間を要する場合がありますので、時間にゆとりをもっておいでください。
※ご来庁の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

●申告しなければならない方(裏面の「申告書の書きかた」を参考にしてお書きください。)

令和6年1月1日現在、北九州市の各区に住所があり、令和5年中(令和5年1月1日から12月31日までの期間をいいます)に所得があった方で、次の「申告しなくてもよい方」に該当しない方は、申告が必要です。

●申告しなくてもよい方

- 1 税務署に令和5年分の所得税(国税)の確定申告をした方
- 2 令和5年中の所得が給与所得のみで、勤務先から北九州市に給与支払報告書が提出されている方(不明の場合は、勤務先におたずねください。)

●申告対象者の主な例としては(前項1の確定申告をした方は除きます。)

- 1 個人で事業を営んでいる方
- 2 不動産収入がある方
- 3 勤務先で、市民税を給与から引かれていない方(アルバイトや臨時雇いの方も含まれます。)
- 4 令和5年中に退職した方で、再就職していない方
- 5 給与所得者で、令和5年中に給与以外の所得(地代、家賃、配当、原稿料、個人年金など)があり、それが20万円以下である方(※この金額が20万円を超える場合は税務署に確定申告をする必要があります。)
- 6 令和5年中の公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、同年中に公的年金等以外の所得(地代、家賃、配当、原稿料、個人年金など)があり、それが20万円以下である方(※この金額が20万円を超える場合は税務署に確定申告をする必要があります。)
- 7 雑損控除、医療費控除及び寄附金税額控除などを受けようとする方

●申告に必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書
- 2 本人確認書類(詳細は裏面の「●個人番号」を参照してください。)
- 3 所得内容がわかる資料(源泉徴収票、雇主的給与支払証明書、所得を証明できる帳簿・書類等)
- 4 生命保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書、寄附金受領証明書、医療費控除等の明細書(医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を申告する場合は、疾病の予防等への取組を明らかにする書類(インフルエンザ予防接種の領収書、市町村のがん検診の領収書又は結果通知等、結果通知は写し可))、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等の領収書又は控除証明書
- 5 障害者控除対象者認定書、療育手帳等
※医療費控除等の明細書はご自身で作成してください。
※郵送により申告される方は、2~5(本人確認書類、療育手帳については写し可)を申告書に添付又は同封してください。※4,5の書類の添付がない場合、控除できない場合があります。

●その他のお願

- ・前年中に所得がなかった方など申告の必要がない方でも申告書裏面の「申告する年分の生活状況」欄を記入のうえ、ご提出ください。提出がない場合は後日、北九州市より申告を促すことがあります。
- ・申告のない場合は所得額(課税・非課税)証明書の発行及び市営住宅家賃や保育料の算定ができない場合がありますので、ご注意ください。

●問い合わせ・提出(郵送)先

東部市税事務所 小倉南税務課	〒802-8510 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号(小倉南区役所内) 電話(直通) (093) 951-1023
----------------	---